

産業廃棄物最終処分場の設置許可に係る意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 8 年 3 月 19 日

提 出 者

郡山市議会建設環境常任委員会委員長 會 田 一 男

産業廃棄物最終処分場の設置許可に係る意見書

郡山市田村町の東部地区には、既に2か所の産業廃棄物最終処分場が稼働しており、さらに1か所の建設計画が進んでいる。

この3か所目の最終処分場の建設予定地周辺では、上水道ではなく井戸水（地下水）を生活用水として利用しており、最終処分場の建設が始まれば、広大な範囲での土地掘削等が行われ、地下水が枯れる又は汚濁する等、生活環境に深刻な影響が出る懸念される。

建設予定地から約300メートル圏内には16軒の住宅があり、普段から井戸水を利用している近隣住民が不安を感じるのは当然であると考えられる。

さらに、建設予定の最終処分場では、廃水銀やアスベスト等の有害物質を含んだ産業廃棄物が埋め立てられる計画であるが、事業者によれば、雨水等による汚染水は周囲に流出しないよう遮水シート等により万全の対策が取られると説明されているものの、この地震大国、台風列島の日本で、10年後、20年後の将来にわたって安全であると保証することはできない。

建設予定地付近には一級河川谷田川が流れており、周辺の農家では谷田川の水を田畑に引き込んで米や野菜などの作物を育てているほか、付近の郡山市立谷田川小学校でも、学校田による米作りの体験学習に力を入れている。

また、一部の工場でも谷田川の水を利用して事業を営んでおり、このような状況の中、産業廃棄物による汚染水の流出事故が発生し、谷田川の水が汚染されれば、その影響は計り知れないものとなる。

そして、懸念は周辺的生活環境への影響だけではなく、事業者への不信にもある。

令和7(2025)年9月には田村町栃山神地区及び栃本地区の2か所で、同年11月には田村町谷田川地区で、事業者による地元住民への説明会が行われ、特に谷田川地区の説明会には約70名が参加したが、多くの質問や意見が出され、予定時間を大幅に超える約5時間もの説明会となった。

また、参加者からの質問に対して、事業者が持ち帰りとした回答も多く、このような状況では、事業者は地元住民の理解を得ようとする姿勢が不十分であると考えられる。

現在、郡山市田村町東部地区への3か所目の産業廃棄物最終処分場について、建設を反対する声が田村町全体に広がっているうえ、田村町全30行政区長（会長）と谷田川行政区内7事業者の代表の署名も届いている。

地元住民は、いつまでも安心して生活ができ、生業に取り組める田村町を望んでおり、田村町に産業廃棄物最終処分場を集中させるわけにはいかない。

以上のように、事業者による丁寧かつきめ細やかな住民説明がなされず、事業に対する不信感や不安感が払拭できないうえ、田村町の東部地区に集中して3か所目の産業廃棄物最終処分場が建設されることに対する現行法制度への疑問があり、さらには河川や地下水の汚染が生じた場合や、万が一の事故時の補償などが担保されていない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 事業内容について、事業者から地元住民に対し丁寧な説明がなされるよう、事業者による住民説明会の開催などを義務化するとともに、事業者が地元住民の不安や懸念に真摯に向き合い、十分な対話と情報共有を重ねることにより、事業者と地元住民との一定の合意形成が図られるような制度を構築すること。
- 2 最終処分場の過度な集中を避けるため、一地域に設置できる最終処分場の埋立ての総容量や施設間の距離等に係る基準値を設けること。
- 3 最終処分場の稼働に伴い河川や井戸水などの生活環境への悪影響が生じた場合や、施設に事故が起きた際の補償や被害復旧について、地元住民の安心・安全が担保される制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年3月19日

郡山市議会